

## 関東中学校体育大会監督・引率細則

本細則が適用されるのは、学校事情により、日常指導している校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に保護者の引率、外部指導者の引率及び監督を認めるものではない。

※外部指導者については、「外部指導者の規程」参照のこと。

(1) 保護者の引率を認める個人種目は、次の11種目とする。

- ①陸上競技 ②体操競技 ③新体操 ④水泳競技 ⑤卓球  
⑥柔道 ⑦剣道 ⑧バドミントン ⑨相撲 ⑩ソフトテニス ⑪テニス

※陸上競技・水泳競技のリレーは、個人種目として取り扱わない。但し、陸上競技等における各校選抜のリレーチームについては、その限りではない。

(2) 引率者としての保護者は、監督の資格を認めない。(監督については、当該の校長と当該中学校体育連盟競技部が協議し、監督を引き受けた校長・本人へ文書で依頼する。)

※手続きは、様式2、3、4、5をもって行う。

(3) 生徒は、各都県の予選を通過する等、関東大会出場が決定していなければならない。

(4) 引率者としての保護者、引率者及び監督としての外部指導者は、学校に届出のあった者をいう。

(5) 個人種目に該当するソフトテニス、テニス等はダブルスであるから、1人の生徒に1人の引率者(保護者及び外部指導者)が付き2名となる。兄弟・姉妹の場合は1人でよい。

(6) 大会に出場するための責任は学校にあり、したがってその手続き(大会参加に必要な書類の記入及び提出)及び、引率者・生徒への指導は校長が行う。

(7) 保護者及び外部指導者が引率する場合、大会申込書の「引率者氏名・自宅電話」欄に記入する。

(8) 引率者、監督として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じ生徒は失格となることもある。

(9) 引率上の留意点・大会会場における留意点

① 引率上の留意点等

(ア) 引率時は、公の交通機関を利用する。

(イ) 引率上の責任は保護者及び外部指導者にあるので、引率者・生徒共に任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは引率者が行い、費用についても自己負担とする。

- (ウ) 引率に係る保護者及び外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
- (エ) 大会の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
- (オ) 大会の結果と帰校報告を当日中に行う。
- (カ) 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。
- (キ) その他、引率に必要な事項を指導する。

② 大会会場における留意点等

- (ア) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
  - (イ) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
  - (ウ) 打合せ会等に参加し、大会運営に協力する。
  - (エ) ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場使用規程に従う。
  - (オ) 競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡をとる。
- ※大会監督・引率細則は令和6年度より一部改定

(10) 外部指導者の規程

- ① 外部指導者とは、当該校長が、人格、指導面において優れていると認められた者（満20歳以上）であり学校の教育方針に基づき、顧問教員の指導計画に従い、日頃から指導に当たっており、公式試合の遂行ができる者のことをいう。また、事前に校長との間で、外部指導者としての契約が文書でなされていること。
  - ② 申請に当たっては、大会ごとの申込用紙の外部指導者欄に記入すること。
  - ③ 外部指導者の身分保障については、当該校が責任を負うものとする。
  - ④ 規則違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
  - ⑤ 当該校以外の中学校教職員は、外部指導者にはなれない。
  - ⑥ この規定以外のことは、各競技専門部の規程及び大会要項の通りとする。
- ※外部指導者の規程は、令和2年4月1日から施行する。

令和7年度より一部改定